

個人情報の第三者への提供について

健康保険組合が保有する加入者の個人データにつきましては、第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。第三者とは、本人（法人）以外のものであり、夫婦、親子、兄弟であっても本人以外は第三者であり、健保組合にとっては、事業主も第三者になります。ただし、①法令に基づく場合、②人の生命、身体または財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合の第三者への個人データの提供は、本人の同意が不要であること。また、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用は、第三者提供に該当しない旨が、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）で触れられています。

当健康保険組合におきましては、以下の事項について、従来通りの取扱いにさせていただくことといたしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイダンスによって包括的な同意でよいとさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の「個人情報お問い合わせ窓口」までご連絡下さい。

1. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
2. 付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で行うこと。
3. 出産育児一時金等現金による給付を事業主経由で支給すること。
4. 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。

※4.の医療費通知につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましては、当組合の「個人情報お問い合わせ窓口」までご連絡下さい。

お問い合わせ窓口

澁澤健康保険組合：電話 03-5646-7496、FAX03-3820-9145

以 上

